

「知」の集積と活用による革新的技術創造促進事業（異分野融合発展研究）
評価実施要領

第1 趣旨

「知」の集積と活用による革新的技術創造促進事業（異分野融合発展研究）（以下「本事業」という。）の進捗管理を行い、効率的・効果的に遂行させ、また、成果を確認するため、組織規程（27規程第139号）、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月1日付け15規程第73号。以下「規程」という。）及び基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）並びに本要領に定めるところにより、試験研究計画における研究成果の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第2 評価を行う委員会等

- 1 本事業の評価は、組織規程第3条に基づき設置する評議委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）の所長（以下「所長」という。）が、運営規則第6条第2項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家等により構成するものとする。
 - （1）本事業の評価について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者であること。
 - （2）氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う評価結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員が試験研究計画と利害関係を有する場合は、評価の公正さと透明性を担保する観点から、特段の理由がある場合を除き、当該試験研究計画の評価に参加できない。利害関係を有する場合は、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。
 - （1）当該試験研究計画の中で研究課題担当者となっている場合
 - （2）当該試験研究計画の研究課題担当者として、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合
 - （3）当該試験研究計画の研究課題担当者と親族関係にある場合
 - （4）当該試験研究計画の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合
 - （5）当該試験研究計画の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合

(6) 当該試験研究計画の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合

(7) その他、所長が公正かつ中立な評価を行うには適当ではないと判断した場合

4 当該試験研究計画について利害関係を有する委員は、評価の実施前までに必ず所長にその旨を通知するものとする。

5 委員会の議事は、委員の中から互選された委員長が、これを主宰するものとする。委員長は、委員長代理を委員の中から指名し、委員長代理は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理するものとする。

6 委員は、評価により知り得た秘密情報について、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 試験研究成果の評価

1 評価は、中間評価及び終了時評価とする。

2 中間評価は、原則として、委託研究期間が3年を超えるものを対象とし、委託研究期間の2年度目終了時までに行う。試験研究計画ごとに、試験研究計画の目標に対する試験研究成果の達成の程度及び研究終了年度までの試験研究計画の実施方針や出口戦略等について、総合的に評定することを目的とする。

3 終了時評価は、試験研究計画ごとに、研究終了年度までに、試験研究計画の目標に対する得られた試験研究成果の達成度、今後の商品化・事業化の可能性等について、総合的に評定することを目的とする。

第4 評価の手順等

1 評価は以下の研究領域ごとに行う。

(1) セルロースナノファイバー(CNF)又はその複合素材の農林水産・食品産業への活用に向けた研究開発

(2) 日本食(日本型の食事パターン)の評価手法の策定及び健康増進効果との関連性に関する研究開発

2 評価は、規程第15条に基づき行うこととし、同条第4項の規定により評価の対象となる試験研究計画ごとに、その研究代表者に提出させる資料等(以下「評価資料等」という。)に基づき作成する評定案により実施する。

3 評定案は、試験研究計画ごとに各委員が、中間評価は別表1に、終了時評価は別表2に定めるそれぞれの配点と評価コメントを付すことにより作成する。

4 委員長は、必要に応じて委員と意見交換を行い、評価結果の取りまとめを行う。

5 所長は、評価の結果を研究代表者に通知し、生研支援センターは、その概要をウェブサイトで公表する。

第5 評価結果の反映

生研支援センターは、中間評価における委員会の評価結果に基づき試験研究を中止することができるものとする。また生研支援センターは委員会において次年度以降において改善すべきとされた試験研究計画の事項について、研究代表者に次年度

以降の試験研究計画の修正を指示することができるものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年12月3日から施行する。

別表 1

「知」の集積と活用による革新的技術創造促進事業（異分野融合発展研究）
中間評価基準

評価項目	評価の基準	配点	コメント（※1）	
1 事業趣旨との整合性	異分野融合発展研究の趣旨を踏まえ、研究成果の活用による農林水産・食品分野への発展に配慮しつつ、研究を推進しているか。	A：農林水産・食品分野への発展を考慮して研究を推進しており、創出される研究成果は農林水産・食品分野への多大な貢献が期待される	10点	
		B：農林水産・食品分野への発展を考慮して研究を推進しており、創出される研究成果は農林水産・食品分野への貢献が期待される	8点	
		C：一定程度は農林水産・食品分野の発展に資する研究を推進しており、創出される研究成果は限定的ではあるが農林水産・食品分野へ貢献が期待される	6点	
		D：農林水産・食品分野の発展に資する研究を推進するとの意図は認められるが、創出される研究成果は、当該分野への貢献は期待できない	4点	
		E：農林水産・食品分野の発展に資する研究を推進していない	2点	
2 研究推進体制の妥当性	各構成員における役割分担や責任体制が明確であるか。コンソーシアムの構成員間の連携が図られ、良好な研究推進体制が構築されているか。	A：非常に良好な研究推進体制である	10点	
		B：良好な研究推進体制である	8点	
		C：概ね良好な研究推進体制である	6点	
		D：一部、研究推進体制が十分でない点が散見される	4点	
		E：研究推進体制が不十分である	2点	
3 計画の進捗状況・目標の達成度	中間評価年度までの試験研究計画の進捗状況及び目標の達成状況は妥当であるか。	A：中間評価年度までの試験研究計画を大幅に上回る進捗及び目標の達成が認められる	25点	
		B：中間評価年度までの試験研究計画を上回る進捗及び目標の達成が認められる	20点	
		C：中間評価年度までの試験研究目標に沿った着実な進捗及び概ね目標の達成が認められる	15点	
		D：中間評価年度までの試験研究計画を下回る進捗である。または一部中間評価年度までの目標が達成されていない	10点	
		E：中間評価年度までの試験研究計画を大幅に下回る進捗である。または中間評価年度までの目標がほとんど達成されていない	5点	
4 所要経費の妥当性	中間評価年度までに支出した委託費は、得られた研究成果に対して妥当であるか。次年度以降の委託費支出計画は次年度以降の試験研究計画内容に即した妥当な額となっているか。	A：中間評価年度までに支出した委託費及び次年度以降の委託費支出計画はいずれも極めて妥当である	10点	（※2）
		B：中間評価年度までに支出した委託費及び次年度以降の委託費支出計画はいずれも概ね妥当である	8点	
		C：中間評価年度までに支出した委託費又は次年度以降の委託費支出計画のいずれか一部に妥当とは言えないところがある	6点	
		D：中間評価年度までに支出した委託費又は次年度以降の委託費支出計画のいずれかが妥当とは言えない	4点	
		E：中間評価年度までに支出した委託費、次年度以降の委託費支出計画のいずれも妥当ではない	2点	
5 研究成果の公表等の進捗度	中間評価年度までに、論文発表や知的財産権の出願等、研究成果の公表・公知化を行っているか。	A：中間評価年度までに研究成果の公表・公知化が積極的に行われている	10点	
		B：中間評価年度までに研究成果の公表・公知化が順調に行われている	8点	
		C：中間評価年度までに一定程度の研究成果の公表・公知化が行われている	6点	
		D：中間評価年度までに研究成果の公表・公知化がほとんどない	4点	
		E：中間評価年度までに研究成果の公表・公知化が全くない	2点	
6 次年度以降の研究方針	最終目標達成に向けた技術的課題やその対応方針が明確になっている等、次年度以降の研究方針は明確であるか。最終目標を達成できる見通しはあるか。	A：最終目標達成に向け取り組むべき課題を適切に把握しており、次年度以降の研究方針が明確になっている。全般的に確実な最終目標の達成が見込まれ、計画を大幅に超える成果の創出も見込まれる	25点	（※3）
		B：最終目標達成に向け取り組むべき課題を把握しており、次年度以降の研究方針が概ね明確になっている。全般的に最終目標の達成が見込まれ、計画を超える成果の創出も見込まれる	20点	
		C：最終目標達成に向け取り組むべき課題について概ね理解しており、次年度以降の研究方針は一定程度明確になっている。概ね最終目標の達成が見込まれる	15点	
		D：最終目標達成に向け取り組むべき課題について一定程度理解しているが、次年度以降の研究方針について不明確な部分があり、最終目標の達成に不安が残る	10点	
		E：最終目標達成に向け取り組むべき課題を把握しておらず、次年度以降の研究方針が不明確であり、最終目標の達成は困難である	5点	

7	知的財産管理・運用の妥当性	研究成果の迅速な商品化・事業化につながる戦略的な知的財産マネジメントの方針を有しているか。	A：各構成員の知的財産保護に係る体制整備や企業等への技術移転に資する取組を推進する等、戦略的な知的財産管理・運用がすでに実践されている	10点	
			B：各構成員の知的財産保護に係る体制整備や企業等への技術移転に資する取組を推進する等、戦略的な知的財産管理・運用が一部実践されている	8点	
			C：各構成員の知的財産保護に係る体制整備や企業等への技術移転に資する取組を推進する等、戦略的な知的財産管理・運用を実践する準備が整っている	6点	
			D：各構成員の知的財産保護に係る体制整備や企業等への技術移転に資する取組を推進する等、戦略的な知的財産管理・運用に向けた準備が始まったところである	4点	
			E：各構成員の知的財産保護に係る体制整備や企業等への技術移転に資する取組を推進する等、戦略的な知的財産管理・運用に向けて特に何も行っていない	2点	
得点合計		(総合評価コメント) (※5)			
点					
評価ランク (※4)					

- ※1 コメント欄には、各評価項目への意見として、優れている点、問題点、見直しが必要な点等を具体的に記載すること。
特に、「A」又は「E」と採点した場合には、必ずその理由をコメント欄に記載すること。
- ※2 次年度以降の委託費支出計画の見直しが必要な箇所がある場合は具体的に記載すること。
- ※3 研究の見直しや打ち切りが必要な箇所がある場合は具体的に記載すること。
- ※4 得点によって評価ランクを以下のとおりとする。
90点以上 「A」
89～80点 「B」
79～60点 「C」 必要に応じて研究項目の一部打ち切り又は見直し。
59～40点 「D」 研究項目の一部打ち切り又は見直し。
39点以下 「E」 研究全体の打ち切り。
- ※5 総合評価コメント欄には、達成度・進捗状況及び次年度以降の研究方針への意見として、優れている点、問題点、見直しの必要な点等を具体的に記載すること。

別表 2

「知」の集積と活用による革新的技術創造促進事業（異分野融合発展研究）
終了時評価基準

評価項目	評価の基準	配点	コメント（※1）	
1 事業趣旨との整合性	異分野融合発展研究の趣旨を踏まえ、研究成果の活用による農林水産・食品分野への発展に配慮しつつ、研究を推進しているか。	A：農林水産・食品分野への発展を考慮して研究を推進しており、創出される研究成果は農林水産・食品分野への多大な貢献が期待される	10点	
		B：農林水産・食品分野への発展を考慮して研究を推進しており、創出される研究成果は農林水産・食品分野への貢献が期待される	8点	
		C：一定程度は農林水産・食品分野の発展に資する研究を推進しており、創出される研究成果は限定的ではあるが農林水産・食品分野へ貢献が期待される	6点	
		D：農林水産・食品分野の発展に資する研究を推進するとの意図は認められるが、創出される研究成果は、当該分野への貢献は期待できない	4点	
		E：農林水産・食品分野の発展に資する研究を推進していない	2点	
2 研究推進体制の妥当性	各構成員における役割分担や責任体制が明確であるか。コンソーシアムの構成員間の連携が図られ、良好な研究推進体制が構築されているか。	A：非常に良好な研究推進体制である	10点	
		B：良好な研究推進体制である	8点	
		C：概ね良好な研究推進体制である	6点	
		D：一部、研究推進体制が十分でない点が散見される	4点	
		E：研究推進体制が不十分である	2点	
3 計画の進捗状況・目標の達成度	試験研究計画の進捗状況及び目標の達成状況は妥当であるか。	A：試験研究計画を大幅に上回る進捗及び目標の達成が認められる	25点	
		B：試験研究計画を上回る進捗及び目標の達成が認められる	20点	
		C：試験研究目標に沿った着実な進捗及び概ね目標の達成が認められる	15点	
		D：試験研究計画を下回る進捗である。または一部目標が達成されていない	10点	
		E：試験研究計画を大幅に下回る進捗である。または目標がほとんど達成されていない	5点	
4 所要経費の妥当性	研究期間終了までに支出した委託費は、得られた研究成果に対して妥当であるか。	A：研究期間終了までに支出した委託費は極めて妥当であり、委託費内で大きな成果を挙げた	10点	
		B：研究期間終了までに支出した委託費は妥当であり、委託費内で順調に成果を挙げた	8点	
		C：研究期間終了までに支出した委託費は概ね妥当であり、委託費内で計画通り成果を挙げた	6点	
		D：創出された研究成果に比べ、研究期間終了までに支出した委託費は一部妥当とは言えないところがあった	4点	
		E：創出された研究成果に比べ、研究期間終了までに支出した委託費は妥当ではなかった	2点	
5 研究成果の公表等の進捗度	論文発表や知的財産権の出願等、研究成果の公表・公知化を行っているか。	A：研究成果の公表・公知化が積極的に行われている	10点	
		B：研究成果の公表・公知化が順調に行われている	8点	
		C：一定程度の研究成果の公表・公知化が行われている	6点	
		D：研究成果の公表・公知化がほとんどない	4点	
		E：研究成果の公表・公知化が全くない	2点	
6 研究成果の実用化・商品化の可能性	創出された研究成果が社会・経済的にインパクトがあるか。創出された成果の農林水産・食品産業現場に円滑に普及するか。	A：創出された研究成果は、社会・経済的な重要度が非常に高く、農林水産・食品産業現場にすでに普及している、または、今後確実な普及が見込まれる	25点	
		B：創出された研究成果は、社会・経済的な重要度が高く、農林水産・食品産業現場に向けた普及に係る取組が進められる等、今後現場へ普及する見通しがついている	20点	
		C：創出された研究成果は、社会・経済的な重要度があり、農林水産・食品産業現場に向けた普及が期待される	15点	
		D：創出された研究成果は、農林水産・食品産業現場に向けた普及する水準ではなく、解決すべき課題が残っているが、その解決に係る見通しがついている	10点	
		E：創出された研究成果は、農林水産・食品産業現場に向けて普及する水準ではなく、解決すべき多くの課題が残っており、現場への普及は困難である	5点	

7	知的財産管理・運用の妥当性	研究成果の迅速な商品化・事業化につながる戦略的な知的財産マネジメントの方針を有しているか。	A：各構成員の知的財産保護に係る体制整備や企業等への技術移転に資する取組を推進する等、戦略的な知的財産管理・運用がすでに実践されている	10点
			B：各構成員の知的財産保護に係る体制整備や企業等への技術移転に資する取組を推進する等、戦略的な知的財産管理・運用が一部実践されている	8点
			C：各構成員の知的財産保護に係る体制整備や企業等への技術移転に資する取組を推進する等、戦略的な知的財産管理・運用を実践する準備が整っている	6点
			D：各構成員の知的財産保護に係る体制整備や企業等への技術移転に資する取組を推進する等、戦略的な知的財産管理・運用に向けた準備が始まったところである	4点
			E：各構成員の知的財産保護に係る体制整備や企業等への技術移転に資する取組を推進する等、戦略的な知的財産管理・運用に向けて特に何も行っていない	2点
得点合計		(総合評価コメント) (※3)		
点				
評価ランク (※2)				

※1 コメント欄には、各評価項目への意見として、優れている点、問題点、問題点解決に係る助言等を具体的に記載すること。特に、「A」又は「E」と採点した場合には、必ずその理由をコメント欄に記載すること。

※2 得点によって評価ランクを以下のとおりとする。

- 90点以上 「A」
- 89～80点 「B」
- 79～60点 「C」
- 59～40点 「D」
- 39点以下 「E」

※3 総合評価コメント欄には、研究成果全般及び研究成果の実用化・商品化の可能性への意見として、優れている点、問題点、問題点解決に係る助言等を具体的に記載すること。